

第 50 回 岩手県環境審議会大気部会 会議録 [要旨]

1 開催日時

令和 6 年 1 月 11 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00

2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館 3 階 研修室兼展示室

3 出席者

【委員 (敬称略、50 音順)】

小野澤 章 子

小野寺 真 澄 (リモート出席)

齊 藤 貢

滝 川 佐波子 (リモート出席)

丹 野 高 三 (部会長)

【事務局員 (岩手県環境生活部環境保全課)】

環境保全課総括課長 加 藤 研 史

技術主幹兼環境調整担当課長 川 村 裕 二

主 査 川 又 康 明

主 査 昆 野 智恵子

主 任 白 澤 彰

技 師 佐 藤 悠

【その他の出席者 (オブザーバー)】

盛岡市環境部環境企画課

主 事 阿 部 凌 大

4 議 事

(1) 審議事項

ア 大気汚染防止法に基づく令和 6 年度大気汚染調査測定計画について

(2) 報告事項

ア 令和 4 年度測定結果 (大気) について

(資料 1-1、資料 1-2 により事務局から説明)

○丹野部会長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

○齊藤委員

令和 4 年度の測定結果についてお聞きします。光化学オキシダントが環境基準を達成しないのは全国的なものですし、気象要因や自然要因があるのはその通りですが、例年非達成になっていると思います。過去数年間の超過時間数について、増加するだとか、そういった推移や傾向等があるかについて教えていただきたいです。

○事務局

46 過去数年間の超過時間数は上がったり下がったりしています。

47 県内 5 測定局での超過時間数について、令和 4 年度は 114～168 時間、令和 3 年度は 44～49 時
48 間、令和 2 年度は 60～83 時間、令和元年度は 111～178 時間、平成 30 年は 139～200 時間であり、
49 これ以前も多少の上下は見られました。2 桁となった令和 3 年度及び令和 2 年度は多少通常より
50 も下がっているところですが、基本的には 100 前半から後半を推移しております。

51

52 ○丹野部会長

53 その他はございますでしょうか。

54 特にないようであれば、令和 6 年度の大気汚染調査測定計画については、事務局案の内容でよ
55 ろしいでしょうか。

56

57 ○各委員

58 はい。

59

60 ○丹野部会長

61 それでは事務局案のとおり決定します。

62

63 (1) 審議事項

64 イ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく令和 6 年度ダイオキシ
65 ン類調査測定計画について

66 (2) 報告事項

67 ア 令和 4 年度測定結果（ダイオキシン類）について

68 （資料 2-1～資料 2-2 により事務局から説明）

69

70 ○丹野部会長

71 ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見等をお願いいたします。

72

73 ○小野澤委員

74 ダイオキシン類の調査結果について、沿道や発生源の周辺であれば発生する理由が近くにある
75 というのですが、一般環境で測定している地点に数字的には毎年かなり幅があると思うのです
76 が、住宅が多い地域で測定値にかなりばらつきがあるというのは、どういうことが考えられるの
77 か説明いただければと思います。

78

79 ○事務局

80 御指摘のとおり、ダイオキシン類は基本的には発生源に由来して濃度が高い地点がございます
81 ので、基本的には地域の特性がそのまま測定値に出ているものと思われま。

82 一般環境ですと、住居の多い少ない、道路の多い少ないが差の原因になっていると考えられ、
83 盛岡市は住宅が密集している地域にありますので、例年高い数値が出ているところです。いずれ

84 にしても環境基準よりはかなり低い数値ではあるのですが、一般環境の測定地点によっては数値
85 に差があるというところで、発生源周辺の地点についても年度で比べると、発生源の規模よりは
86 地点が山にあるのか住宅地寄りにあるのかの特性で数値が異なっているような傾向も見えますの
87 で、一般環境ではその傾向が特にデータの方に出てくるものと思われま

88

89 ○小野澤委員

90 一般住宅とか、人間が普通に生活するだけで、もちろん微量ではあるが大気中に発生・流出し
91 てしまうような物質であるという理解でよろしいでしょうか。

92

93 ○事務局

94 普通に生活している分には発生しないところですが、排気ガスや野焼きとかの影響はあるかと
95 思います。畑等がある地域で不適切な一般廃棄物の焼却等があると高い数値が出ることはあるか
96 とは思うのですが、それが明らかであるといった一般環境の地点は把握しておりません。

97

98 ○小野澤委員

99 わかりました。

100 発生源自体も大きいものを押さえておけば、基準以下にはなるということがデータからも分か
101 ると思いますので、その地点は毎年きちんとモニターすることが重要と思いました。

102

103 ○事務局

104 継続してモニタリングを実施し、また、発生源となっている施設については立入と排ガス測定
105 を別途実施しておりましたので、そちらも継続していきたいと思っております。

106

107 ○丹野部会長

108 その他ございますでしょうか。

109 ないようであれば、令和6年度ダイオキシン類調査測定計画について、事務局案の内容でよろ
110 しいでしょうか。

111

112 ○各委員

113 はい。

114

115 ○丹野部会長

116 それでは事務局案のとおり決定します。

117

118 (1) 審議事項

119 ウ 騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について

120 (資料3により事務局から説明)

121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157

○丹野部会長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見等がございますでしょうか。

○丹野部会長

特に意見等ないようですので、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更については事務局案の内容でよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○丹野部会長

それでは事務局案のとおり決定します。

(2) 報告事項

イ 自動車騒音、新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音測定について
(資料 4-1～資料 4-6 により事務局から説明)

○丹野部会長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見等ございましたらお願いいたします。

○齊藤委員

自動車騒音の令和 4 年度の測定結果についてお伺いしたいのですが、環境省の方で結果を公表しているというお話でしたが、超過している地域等について、岩手県で独自に公表はされているのでしょうか。

○事務局

今までは特に実施していなかったところですが、県の県土整備部の道路担当課から「具体的にどの路線が超過していたという情報があれば参考になる」という話をいただきましたので、提供する方向で進めていく予定です。

○齊藤委員

岩手県の内部ではそのように公表するとのことですが、地元住民の方々にはそういった話は特にはないということですね。

○事務局

そのとおりです。

158

159 ○齊藤委員

160 わかりました。

161 あと、90 数パーセントが環境基準を達成しているという状況を踏まえて、「これくらいであれば対策等とはとらなくても大丈夫」といった評価の点で、県はどのようにお考えでしょうか。

163

164 ○事務局

165 「90 数パーセントであるから対策をとらなくてもよい」とまで考えている訳ではなく、いい地域もあれば超過している地域もあるというところで、本日お示しした資料のとおり、国道沿いであると夜間の達成状況がかなり低いこととなりますので、道路関係の部署にそのような評価結果が出ているということをご共有していきたいと思っています。

169

170 ○齊藤委員

171 数年かけてルーチンで場所を変えているということなので、例えば道路交通騒音についても、超過している地点が次のルーチンの時にまた超過しているということになれば、やはり何らかの対策というのは考えていかなければなりません。

174 今回は 1 回だけだとわからない部分があるので、そういった傾向がもし見えてきた時には、何らかの対策を考えた方がよろしいかと思えます。

176

177 ○事務局

178 データを蓄積して活かすようにしていきたいと思えます。

179

180 ○丹野部会長

181 その他ございますでしょうか。

182

183 ○小野澤委員

184 同じく道路の騒音測定資料の中で、97.4%の達成ということであれば、達成していない地点がどこかということが重要になってくると思われます。

186 近接空間と非近接空間に分けたデータが 3 ページの表 3 にありますが、近接していれば非常に交通量が多いということで超過してしまう可能性はあるかと思えますが、非近接空間なのに夜も昼も超過している家が 5 軒あるということで、全体から見れば軒数は非常に少ないものの、具体的な対策をしていくには、この 5 軒がどういう条件のところなのか、超過の継続性があるのかを検討することが重要と考えますが、地点の特徴等についてわかることがあれば伺いたいです。

191

192 ○事務局

193 5 軒がどのような地点であるかについては確認しておりませんでした。

194

195 ○小野澤委員

196 わかりました。

197 一般国道でそのような状況なので、当然、その5軒よりもっと近接しているエリアから基準を
198 超過しているのだらうということはもちろん想像できますが。数字を出しているということは、
199 県の道路担当部局がおっしゃった通り、参考にできるものとは思いますが、5軒がどこなのか、
200 またどの路線なのかというあたりを、今後施策の参考情報としてぜひ検討していただきたいと思
201 いました。

202

203 ○事務局

204 ご意見ありがとうございます。

205

206 ○丹野部会長

207 リモートの委員の皆様から御質問ありますでしょうか。

208

209 ○小野寺委員

210 測定の時間等に関しては資料からは分からないのですが、例えば自動車の騒音、新幹線の騒音、
211 飛行機の騒音をそれぞれ分けて測定していると思います。

212 ある一定区域に関してはこの3つが同時に発生するというのも懸念されるのではないかと思
213 うのですが、その点も考慮して時間帯を設定しているのでしょうか。

214

215 ○事務局

216 本日お示ししている資料の測定時間についてまず御説明します。

217 自動車騒音につきましては、24時間測定することになっておりまして、測定計画の中で測定す
218 ると定めた評価区間の中の測定地点で、昼間は朝6時から夜10時まで、夜間は夜10時から朝6
219 時まで、24時間測定を行います。

220 新幹線騒音の測定時刻につきましては、新幹線が走っている時刻ということになります。1日
221 の中で20本以上騒音測定しまして、その中で高いものから10本選んで集計し、本日お示した
222 測定値の扱いとしております。

223 航空機騒音につきましては、「7日間測定すること」とマニュアルで定められており、7日間測
224 定機は置いたままとなるのですが、1日ずつ評価したものを集計して測定値としております。

225 なお、県の測定している地点につきましては、この3つの騒音が重なっている地点は今のとこ
226 ろ承知していないところです。

227

228 ○小野寺委員

229 特に全国的に報告等が求められているものではないということでしょうか。3つの騒音が重な
230 った時の測定値等は違ってくるものだと思いますが。

231

232 ○事務局

233 国からは騒音の種類ごとにそれぞれ測定値を求められて報告しておりますので、併せて評価し
234 ているといった地点はないかもしれませんが、おっしゃる通り、騒音が重なった場合は「新幹線
235 も自動車もうるさい」という地域が出てくることになるとは思います。

236 これまで想定していなかった視点でした。

237

238 ○小野寺委員

239 岩手県内は新幹線や飛行機が被るほど運行している本数が多いと思うのですが、騒音が
240 重なった場合は、音の量やはり変わってくるのだろうという点が気になったところでした。

241

242 ○丹野部会長

243 事務局から何かございますでしょうか。

244

245 ○事務局

246 先ほど、齊藤委員から「基準を超過している地域等について一般的な公表はしないのか」との
247 お話があったところですが、本日の測定データ自体は、「データブック」として県のホームページ
248 で公表しているデータの一部に含まれているものの、自動車騒音常時監視結果としては公表して
249 はいないという状況でした。失礼いたしました。

250

251 ○丹野部会長

252 その他ございますでしょうか。

253

254 ○滝川委員

255 昼も夜も環境基準を超過している地域に住んでいる住民は、そのような環境に置かれている自
256 覚をしていないのか、あるいは何かしら苦情のような形で地方自治体にアプローチがあるのかが
257 気になりました。

258 例えば、苦情の件数とデータの突き合わせのようなことは可能なのでしょうか。

259

260 ○事務局

261 今年度、自動車騒音に係る苦情は当課では受付けておりませんが、市町村や道路担当部局にお
262 いて受付けている可能性はあります。ただし、取りまとめてはおりませんでしたので、把握でき
263 るように検討が必要と考えたところです。

264 また、自動車騒音の関係で言いますと、現状は「騒音がある」と分かっただけであり、騒音が
265 何によるものなのか、道路の舗装によるものなのか、車のスピードの出し過ぎなのか、整備不良
266 なのかがまだわからない状態なので、対策は一つ一つデータを集めていくところから始まるもの
267 と考えております。

268

269 ○丹野部会長

270 航空機騒音の経年変化を示している図において S1 及び S3 に漸増が見られますが、令和 3~4 年
271 はあまり飛行機が飛んでいなかったこともあると思うのですが、この増加の理由は単に飛行機の
272 便数が多くなっていることによるものということでしょうか。

273

274 ○事務局

275 単に便数が増えたことだけによるものとは言い切れないところです。

276

277 ○丹野部会長

278 今後、新型コロナウイルス感染症の拡大が収まり、飛行機の便数が増えていくことが予想されます
279 ので、注視していく必要があるのではという意見でした。今後も測定を継続していただいて、場
280 合によっては対応策も御検討いただければと思いますのでよろしくお願ひします。

281

282 ○事務局

283 ご意見ありがとうございます。

284

285 ○丹野部会長

286 その他はいかがでしょうか。

287

288 ○小野澤委員

289 先ほど、自動車騒音について、評価方法をデータの根拠も含めて詳しく御説明いただき、去年
290 よく分からなかった点が今回の説明でわかりましたので大変ありがたかったです

291 その上で質問なのですが、自動車騒音の来年の計画の中でどのように把握するかを対応してい
292 る表で説明いただいたのですが、どの測定方法をどの地域に当てはめるかについては、県等の測
293 定を実施する側に任せられているのか、あるいは環境の条件によってどの方法で評価するのかを
294 国の方で定めているのか、どんな形でこのリストの把握の方法を見越したり、決めたりしてい
295 るかについてお尋ねしたいと思います。

296

297 ○事務局

298 自動車騒音の常時監視マニュアルにおいて、「基本は実測であるが、それ以外の方法でも代用で
299 ける場合は代用してよい」と示されているため、県において対応方法を決定しているものです。

300

301 ○小野澤委員

302 つまり、実測は費用や手順の関係上、全ての地点についてはできないという理解でよろしいで
303 しょうか。

304

305 ○事務局

306 実際は全て実測した方が信頼性のあるデータになるとは思われますが、それが難しいことは環
307 境省もわかっているので、他の代用できる方法を示したマニュアルにしているのだと考えていま
308 す。

309

310 ○小野澤委員

311 県は「できるだけ実測値は増やしていく」という方針であるということは検討しているという
312 ことでよろしいでしょうか。やはり、しっかりと測定することがまず原則だと思いますので、でき
313 ればそうしていただきたいです。

314 また、去年のやり取りを思い出したのですが、センサスのデータがないと最新の状況に対応で
315 きず、センサスの発表が遅れると現実とのタイムラグが大きくなってしまうということで、でき
316 れば実際に測定することが課題の解決に最も近いかと思しますので、今後もできるだけ実測値を
317 増やせるよう、限られた予算の中で難しい面もあるかもしれませんが、検討を進めていただきた
318 いです。

319

320 ○事務局

321 ご意見ありがとうございます。

322

323 ○齊藤委員

324 新幹線の騒音の測定結果についてですが、3年以上超過しているという箇所がかなり見られる
325 と感じました。おそらくデータは事業者（東日本旅客鉄道株式会社）の方には県からお知らせし
326 ているかと思いますが、例えばそれに対して事業者から、具体的に「どのような対策をします」
327 といった回答や、あるいは「このようなことをしました」といった報告はあるのでしょうか。

328

329 ○事務局

330 毎年、県から事業者に対して照会をしており、例えばレールを削ることによって騒音を低減で
331 けるのですが、前年度それをどのくらいの長さで実施したか、また、防音壁をどのくらいの距離
332 で設置したという情報はいただいています、具体的にどこで対策をしたか等の情報は把握して
333 おりません。

334

335 ○齊藤委員

336 ということは、事業者が対策した場所と県が測定を実施した場所が違っているということもあ
337 るのでしょうか。

338

339 ○事務局

340 県は住宅の前で測定を実施する訳ではなく、また、事業者にとっては苦情を申し立てた住民へ
341 の対応となりますので、苦情申し立て者への騒音が低減される対策はとるかもしれないですが、
342 県が測定している地点についての対策はとられないので、県が測定している結果自体は超過して

343 いるというデータになります。

344

345 ○齊藤委員

346 ということは、県としては基準を超過している地点については毎年測定を継続すると思うので
347 すが、基準を超過しているデータを毎年伝え続けるのが当面の対応ということでしょうか。

348

349 ○事務局

350 そのとおりです。

351 地域内にある全ての住宅の対策を終えたのであれば、おそらく事業者の方からは「対策済み」
352 であると説明があると思われしますので、報告がないということは、対策していない地域が残って
353 いるのか、対策してもなお超過している地域があるということだと考えられます。

354 また、矢巾町や紫波町は開発が進んでおりますので、対策した後に住宅が建つといったケース
355 もあります。

356 環境省の方でも、新幹線の騒音対策は、発生源の対策、住宅等の対策、土地利用計画の対策の
357 3 つが必要だとしており、こちらの方も連携しながら対策を進めていかなければ基準は達成でき
358 ないものと考えております。

359

360 ○齊藤委員

361 これからも基準を超過している地域は調査を継続して、データを事業者と共有する形で対策を
362 進めていただければと思います。

363

364 ○丹野部会長

365 その他いかがでしょうか。

366 それでは以上で報告事項を終了します。

367

368 (3) その他

369 (特になし)

370

371 ○丹野部会長

372 他にいかがでしょうか。

373 委員の皆様から何かありますでしょうか。

374

375 ○丹野部会長

376 それでは、本日の議事は以上をもちまして終了いたします。御協力ありがとうございました。